

南部町糖尿病予防・血糖コントロール教室業務 公募型プロポーザル実施要領

令和 7 年 6 月 25 日
健こ要領第 16 号

1 公募型プロポーザル実施の目的

当町では、生活習慣の改善、合併症の発症や症状の進行等、重症化防止対策を推進しており、第 3 期南部町国民健康保険保健事業実施計画（第 3 期南部町データヘルス計画）では健康課題の一つに「糖尿病重症化予防」を掲げて取り組んでいる。

町では、特定健診結果から糖尿病予備群及び糖代謝医療継続である者を対象とし、生活習慣改善への行動変容を図り、その行動が定着することで糖尿病の発症及び重症化の予防に繋げることを目的とし、より効果的に事業を実施するために専門的スキルを導入し集団健康教育を実施する。

2 業務概要

(1) 業務名

南部町糖尿病予防・血糖コントロール予防教室業務

(2) 業務内容

別紙「南部町糖尿病予防・血糖コントロール予防教室業務仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(4) 提案限度額

1,331,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※金額は、契約額や予定価格を示すものではない。提案にあたっては、限度額を超えないものとする。

3 参加資格要件

本プロポーザルに参加する者は、公告日から契約相手方の候補者決定までの間において、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 告示の時点で、南部町の入札参加資格名簿に登録されている者

(2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者

(3) 政令第 167 条の 4 第 2 項に基づく町の入札参加制限を受けていない者

(4) 南部町暴力団排除条例（平成 23 年条例第 14 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員を経営、運営に関与させていないこと

(5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと

(6) 過去 5 年間（令和 2 年度から令和 6 年度）に、本業務と同様の業務を受託した実績

があること

- (7) プライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の認証を取得していること

4 実施スケジュール

本プロポーザルの主なスケジュールは次のとおりとする。ただし、町の都合により変更する場合がある。

- | | |
|------------------|--------------|
| (1) 公募開始 | 令和7年6月27日（金） |
| (2) 質問書提出期限 | 令和7年7月 4日（金） |
| (3) 質問書への回答公表 | 令和7年7月 8日（火） |
| (4) 参加申込書等提出期限 | 令和7年7月11日（金） |
| (5) 参加資格確認結果通知発送 | 令和7年7月15日（火） |
| (6) 企画提案書等提出期限 | 令和7年7月22日（火） |
| (7) プレゼンテーション実施 | 令和7年7月25日（金） |
| (8) 審査結果通知 | 令和7年7月30日（水） |
| (9) 契約締結 | 令和7年7月31日以降 |

5 質問の受付・回答等

本業務に関し質問がある場合は次のとおりとし、その他の方法及び提出期限を過ぎたものは受け付けない。

- | | |
|----------|---|
| (1) 提出期限 | 令和7年7月4日（金） 正午（必着） |
| (2) 提出方法 | 電子メールとし、送信後はその旨を電話にて連絡すること |
| (3) 提出様式 | 質問書（様式第1号） |
| (4) 提出先 | 南部町健康こども課代表メール kenko@town.aomori-nanbu.lg.jp
電子メールの件名は、「南部町糖尿病予防・血糖コントロール教室業務質問書」 |
| (5) 回答方法 | 質問の内容及び回答は、令和7年7月8日（火）午後5時までに、南部町ホームページ上で公表する。 |

6 参加申込及び資格審査

本プロポーザルに参加を希望する場合は、次のとおり必要書類を提出すること。

- (1) 提出書類
 - ア) 参加申込書兼誓約書（様式第2号）
 - イ) 会社概要書（様式第3号）
 - ウ) 業務実績書（様式第4号）
 - エ) プライバシーマークまたはISMSの認証取得を確認できる書類の写し
- (2) 提出期限 令和7年7月11日（金）午後5時（必着）
- (3) 提出場所 南部町役場 健康こども課 健康対策班（南部町健康センター内）
〒039-0595 青森県三戸郡南部町大字下名久井字白山9 1-1

- (4) 提出方法 持参又は郵送にて提出すること
※持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする。
※郵送の場合は、配達記録が残りかつ対面受け取り可能な方法とし、提出期限までに必着とする。
- (5) 資格審査 参加申込書兼誓約書の提出があった者について、参加資格を満たしているか確認し、参加資格確認結果通知書を送付する。

7 企画提案書等の提出

参加資格確認結果通知により参加資格を有すると認められた者は、以下の書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 企画提案書（任意様式）
対象者の勸奨の実施方法、通知のデザイン等が詳しくわかるもの
- ② 見積書（様式第5号）
- ③ 見積内訳書（任意様式）
見積金額の積算内訳を記載したもの

(2) 提出書類の記載方法

提出書類は、原則A4版で作成することとする。ただし、A3版を使用する場合は片袖折等にし、A4版にして綴じこむことも可とする。

(3) 提出部数

6部（正本1部、副本5部）

(4) 提出期限

令和7年7月22日（火） 午後5時（必着）

(5) 提出場所

南部町役場 健康こども課 健康対策班（南部町健康センター内）
〒039-0595 青森県三戸郡南部町大字下名久井字白山 91-1

(6) 提出方法

持参又は郵送にて提出すること
※持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前9時から午後5時までとする。
※郵送の場合は、配達記録が残りかつ対面受け取り可能な方法とし、提出期限までに必着とする。

8 選定方法及び評価基準

(1) 選定

プロポーザル方式により提案の選考を厳正かつ公平に行うため、町職員で構成される南部町糖尿病予防・血糖コントロール教室業務プロポーザル選定委員会（以下「選定委員会」という。）にて審査を行う。

(2) プレゼンテーション等の実施

企画提案書等を提出した者に対して、選定委員会において企画提案書に関するプレゼンテーション及びヒヤリングを行う。

① 実施日

令和7年7月25日（金）

※開始時間等については、電子メールにて通知する。

② 実施場所

南部町健康センター 2階 集団指導室

③ 実施方法

- ・ 1者につき、30分以内（説明20分以内、質疑5～10分程度）
- ・ 出席者は3名以内とし、本業務の実務担当者となる者が必ず出席すること。
- ・ プロジェクター及びスクリーンは会場に用意する。その他必要な機器は参加者が用意すること。
- ・ プレゼンテーションでは提出した企画提案書のみを使用し、それ以外の追加資料等は認めない。

（３） 評価基準

評価項目		評価の観点	配点
1. 業務の実施体制 (15点)	①業務体制について	業務を実施するための人員配置、危機管理体制等が整っているか	5
	②セキュリティ対策について	個人情報保護及び守秘義務の遵守等セキュリティ対策が十分に取られているか	5
	③スケジュールについて	業務スケジュールが具体的で、円滑に業務を実施できる実現可能な計画となっているか	5
2. 業務の実施内容 (50点)	①企画提案等の内容について	当町の特性や課題にあった企画提案がされているか	20
	②対象者への案内文等について	見やすくわかりやすいデザインであり、参加を促すような工夫がされた内容となっているか。	20
	③教室の運営について	教室の内容は業務の目的にあっているか	10
3. 効果検証 (20点)	①分析・報告項目について	事業結果の分析及び報告項目は、事業の目的にあったものとなっているか。	10
	②分析結果について	次年度以降の課題や改善策が提示されているか	10
4. 業務実績 (10点)	①類似事業の実績について	他自治体の業務実績や経験は十分であるか	10
5. 事業費 (5点)	①積算内訳について	見積額及び積算内訳は、業務内容や通知件数等を考慮した適正な価格となっているか	5

（４） 候補者の決定

評価基準により、提出された書類及びプレゼンテーションの実施結果を受けて、審

査の合計得点が最も高い者を候補者とする。また、審査の結果、最高得点の者が2者以上ある場合は、審査員の協議により決定する。参加者が1者であった場合は、総合的に評価を行い、契約候補者としての適否を判断する。

(5) 審査結果通知及び公表

審査結果は、全ての提案者に個別に通知するとともに、町のホームページで公表する。なお、審査の過程や選定結果等に関する個別の問合せには応じないものとする。

9 契約に関する事項

- (1) 選定された候補者と具体的な業務内容について協議した上で、当該業務の仕様書に基づく見積書を徴取し、随意契約の方法により委託契約を締結する。
- (2) 契約候補者と契約が成立しない場合は、得点の高い次点者から順次、契約交渉を行い、合意に達した業者と契約を締結する。
- (3) 契約候補者決定から契約締結日までの間において、次に該当したときは、契約候補の決定を取り消し、契約を締結しないものとする。
 - ・ 参加資格要件を満たさなくなったとき
 - ・ 本プロポーザルの手続きにおける不正が発覚したとき
 - ・ 提出書類における虚偽記載等が判明したとき

10 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに要する経費等は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は、返却しないものとする。
- (3) 企画提案書及び見積書は、1者につき1案に限る。
- (4) 提出期限以降における提出された書類の変更、差し替え及び再提出は認めない。ただし、町からの指示があった場合は除く。
- (5) 提出された書類は、本プロポーザルにおける候補者選定以外の目的では使用しない。
- (6) 提出された書類は、審査において必要な範囲で複製する場合がある。
- (7) 参加申込書兼誓約書の提出後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出するものとする。

11 担当部署

南部町役場 健康こども課 健康対策班（南部町健康センター内）

〒039-0595 青森県三戸郡南部町大字下名久井字白山9 1 - 1

電話：0178-60-7100

FAX：0178-76-3904

E-mail：kenko@town.aomori-nanbu.lg.jp